

# 中山間地域等直接支払交付金について

令和2年6月

## 令和元年度における実施状況等について

### ○ 市町の促進計画作成状況(第4期対策)について

県内23市町のうち、18市町で促進計画(中山間地域等直接支払事業)を作成している。

広島市	府中市	江田島市
呉市	三次市	安芸太田町
竹原市	庄原市	北広島町
三原市	東広島市	大崎上島町
尾道市	廿日市市	世羅町
福山市	安芸高田市	神石高原町

※令和元年度末現在

### ～～ 目 次 ～～

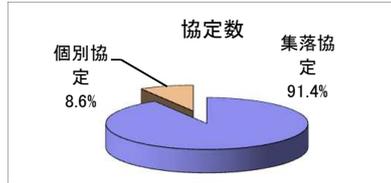
1	令和元年度における実施状況について	
○	市町の促進計画作成状況について	
1	協定形態別内訳	1
2	協定農用地面積及び交付額	1
3	全協定に係る交付単価別内訳	1
4	農林水産事務所別実施状況	1
5	集落協定の概要	2
(1)	協定参加者の内訳	2
(2)	協定農用地の面積	2
(3)	交付金の使用方法	2
ア	交付金の配分状況	2
イ	共同取組活動への交付金使用方法	2
(4)	交付単価別内訳	2
(5)	共同取組活動等の実施状況	3
①	全協定の必須活動	3
②	体制整備単価に取組む協定に係る活動	4
6	個別協定の概要	5
7	直近5年間の取組の推移	6
○	参考:耕地面積・耕地利用率の推移	7
○	公益的な機能の維持・発揮	8
2	事例紹介	9
3	特認基準	12

### 1 協定形態別内訳

(単位:件, 経営体)

	協定数	協定参加者数
集落協定	1,484	33,130
個別協定	140	—
計	1,624	33,130

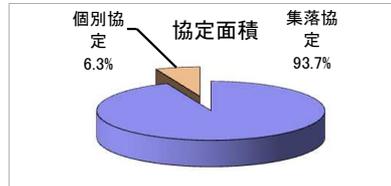
※複数市町にまたがる集落協定は重複して計上している



### 2 協定農用地面積及び交付額

(単位:ha, 千円)

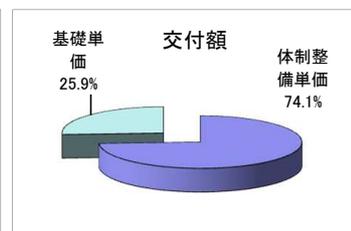
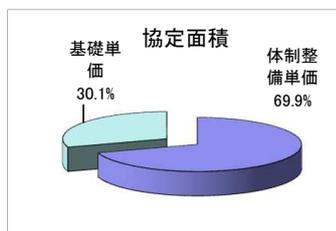
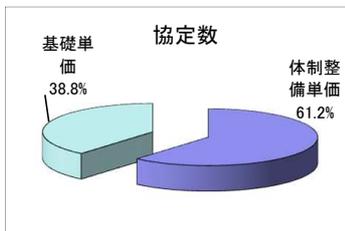
	協定面積	交付額
集落協定	19,847	2,592,056
個別協定	1,329	164,065
計	21,176	2,756,121



### 3 全協定(集落・個別)に係る交付単価別内訳

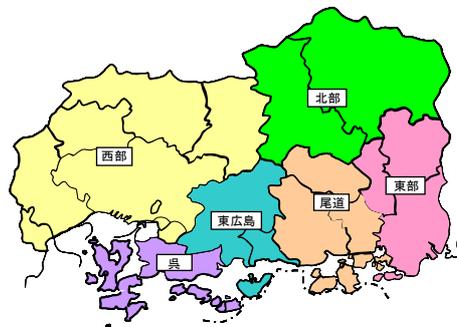
(単位:件, ha, 千円)

	協定数	協定面積	交付額
体制整備単価	994	14,808	2,042,037
基礎単価	630	6,368	714,084
計	1,624	21,176	2,756,121



### 4 農林水産事務所(農林事業所)別実施状況 (単位:ha, 千円)

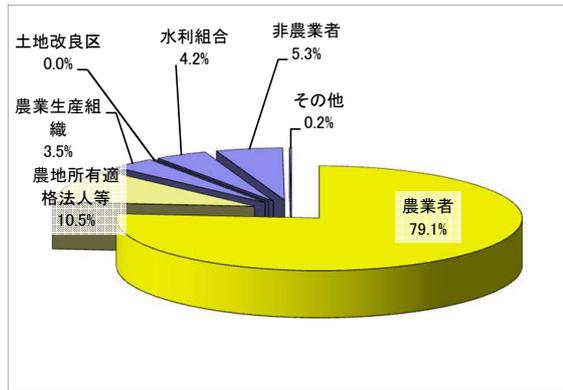
市町	集落協定数	個別協定数	協定締結面積	交付額	
西部	広島市	36	0	294	58,396
	廿日市市	26	0	224	29,288
	安芸高田市	183	9	2,055	233,454
	安芸太田町	51	0	352	47,058
	北広島町	146	10	2,804	350,641
西部計	442	19	5,729	718,838	
西部(呉)	呉市	12	0	91	11,888
	江田島市	6	0	28	2,742
西部(呉)計	18	0	118	14,630	
西部(東広島)	竹原市	11	0	106	12,607
	東広島市	114	9	1,959	280,050
	大崎上島町	8	0	72	7,189
西部(東広島)計	133	9	2,137	299,846	
東部	福山市	7	1	40	5,586
	府中市	31	2	372	56,551
	神石高原町	97	4	971	113,670
東部計	135	7	1,383	175,807	
東部(尾道)	三原市	93	28	1,698	214,700
	尾道市	15	4	178	30,188
	世羅町	96	31	1,760	223,949
東部(尾道)計	204	63	3,636	468,837	
北部	三次市	246	15	3,509	470,863
	庄原市	306	27	4,664	607,301
北部計	552	42	8,173	1,078,163	
総計	1,484	140	21,176	2,756,121	



## 5 集落協定の概要

### (1) 協定参加者の内訳 (単位: 経営体・構成員)

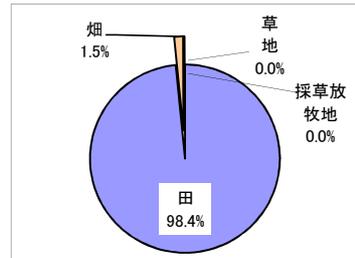
農業者	25,290
うち交付対象農用地を持たない農業者	1,397
農地所有適格法人・特定農業法人・その他法人	3,480
農業生産組織(機械等共同利用組織・農作業受託組織)	1,170
土地改良区	4
水利組合	1,376
非農業者	1,756
その他	54
計	33,130



### (2) 協定農用地の面積

(単位: ha)

地目	急傾斜	緩傾斜等	計
田	8,935.1	10,601.3	19,536.4
畑	158.1	142.4	300.5
草地	0.0	7.2	7.2
採草放牧地	2.4	0.9	3.3
合計	9,095.6	10,751.7	19,847.4

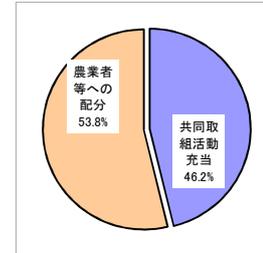


### (3) 交付金の使用方法

#### ア 交付金の配分状況

(単位: 千円)

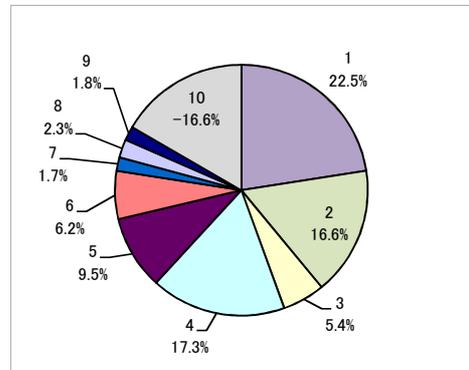
全体交付額	2,592,056
一協定当たり平均	1,747
共同取組活動充当	46.2 %
農業者等への配分	53.8 %



#### イ 共同取組活動への交付金使用方法

(単位: 千円)

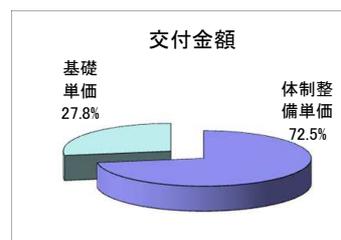
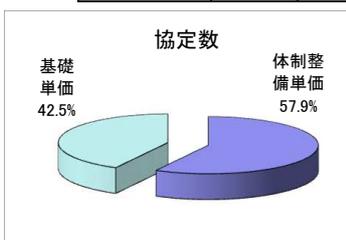
使用方法	使用額
1 道・水路管理費	403,414
2 農地管理に係る費用	296,750
3 機械購入・施設建設等のための積立等	97,278
4 共同利用機械購入費	310,163
5 鳥獣被害防止対策費	170,323
6 役員報酬	111,394
7 研修会等に係る費用	31,298
8 多面的機能増進活動費	41,989
9 共同利用施設整備等費	32,341
10 その他	△ 297,780
共同取組活動費 合計	1,197,171



### (4) 交付単価別内訳

(単位: 件, ha, 千円)

	協定数	協定面積	交付金額
体制整備単価	859	13,504	1,879,997
基礎単価	625	6,344	712,059
合計	1,484	19,847	2,592,056



(5) 共同取組活動等の実施状況

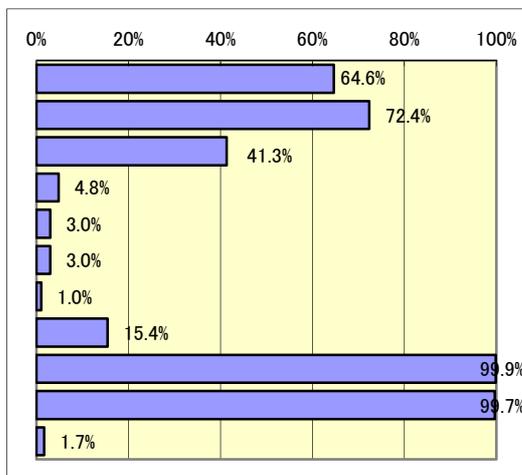
① 農業生産活動等を継続するための活動:基礎単価(単価の8割を交付)

ア 農業生産活動等

鳥獣被害防止対策を協定活動に位置付けている集落が最も多く(72.2%),次いで農地法面管理を講じる協定が多い。

また、水路・農道等の管理活動はほとんどの協定で実施されている。

項目		協定件数
耕作放棄の防止等の活動	農地法面管理	959
	鳥獣被害防止対策	1,074
	賃借権設定・農作業の委託	613
	簡易基盤整備	71
	担い手の確保	44
	既耕作放棄地保全管理	44
	地場農産物の加工・販売	15
	その他	229
水路・農道等維持管理	水路管理	1,482
	農道管理	1,479
	その他	25

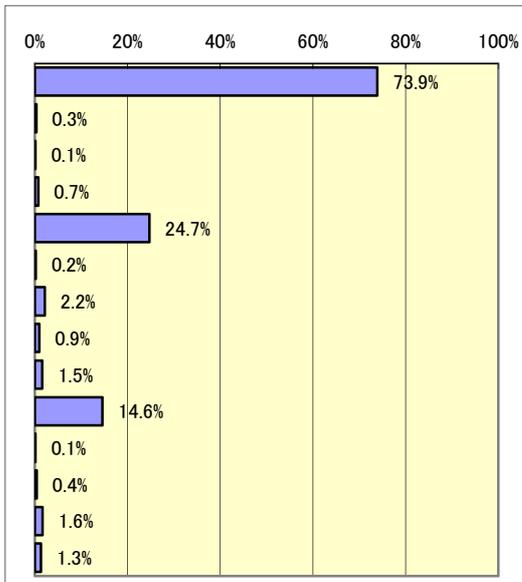


※集落協定数1484 重複回答あり

イ 多面的機能を増進する活動

鳥獣被害防止にも効果のある周辺林地の下草刈が最も多く(73.2%),次いで景観作物の作付け、堆きゅう肥の施肥の順になっている。

項目		協定件数
国土保全機能高める取組	周辺林地の下草刈	1,096
	土壌流亡に配慮した営農	5
保健休養機能高める取組	棚田オーナー制度	2
	市民農園	11
	景観作物の作付け	367
自然生態系の保全に資する取組	体験民宿(グリーン・ツーリズム)	3
	魚類・昆虫類保護	32
	鳥類の餌場確保	14
	粗放的畜産	23
	堆きゅう肥の施肥	216
	合鴨・鯉の利用	2
	緑肥作物の作付け	6
その他	24	
その他	19	

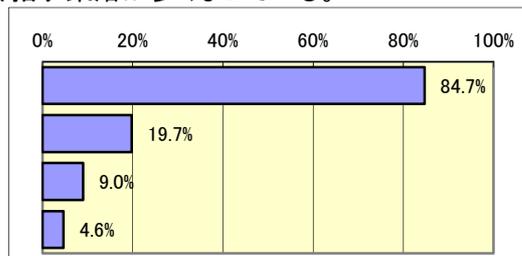


※集落協定数1484 重複回答あり

ウ 集落マスタープラン(集落における将来像)の内容

将来にわたり農業生産活動が可能となる体制構築を目指す集落が最も多く(84.4%),次いで協定の担い手となる新たな人材の育成・確保を目指す集落が多くなっている。

項目	協定数
将来にわたり農業生産活動が可能となる体制構築	1,257
協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	293
協定参加者それぞれが生産加工等の様々な工夫により再生可能な所得を確保	133
その他	69



※集落協定数1484 重複回答あり

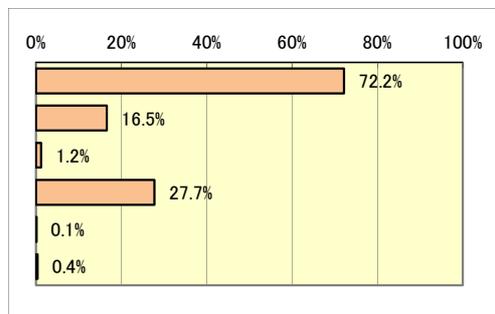
②体制整備のための前向きな活動:体制整備単価(①+②の活動により単価の10割を交付)

ア 実施区域位置図(将来計画を図面化したもの)に描いた内容

体制整備単価に取組む849協定のうち、将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要な活動として、農地法面、水路・農道等補修・改良マップを作成した協定が72.4%と最も多い。

項目	協定数
農地法面、水路・農道等補修・改良	620
農作業共同化又は受委託等	139
自己施工の箇所、整備内容、受益農地	10
その他将来に向けた適正な農地保全	233
農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地	1
既耕作放棄地復旧又は林地化	3

※体制整備単価に取組む集落協定数849 重複回答あり

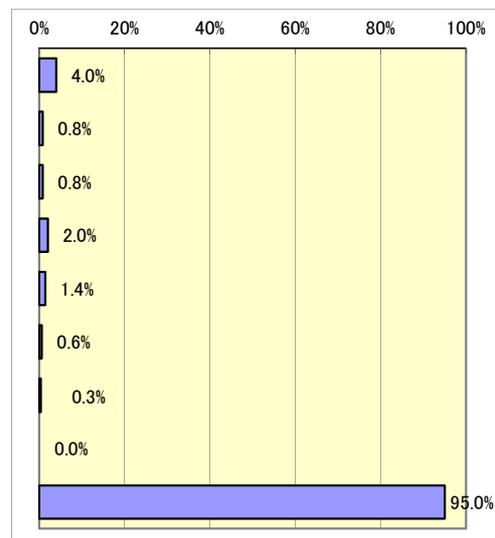


イ 農業生産活動の体制整備に必要な活動として協定に位置付けた活動

高齢等により農業の継続が困難となる農地が生じた場合のサポート体制を位置づけた協定が9割以上となっており、高齢者も安心して農業に取り組める体制づくりが進められていることが伺える。

項目	協定件数	
A要件	機械・農作業の共同化	34
	高付加価値型農業	7
	生産条件の改良	7
	担い手への農地集積	17
	担い手への農作業委託	12
B要件	新規就農者等の確保	5
	農産物等の加工・販売	3
	消費・出資の呼び込み	0
C要件	集団的かつ持続可能な体制整備	816

※体制整備単価に取組む集落協定数849 重複回答あり



ウ 加算措置に取組む協定に係る活動

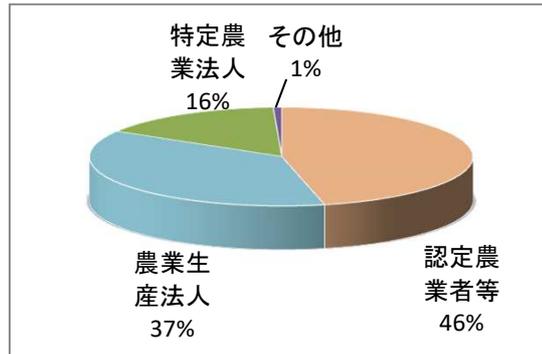
項目	協定数
集落連携機能維持加算	11
集落協定の広域化加算	9
小規模・高齢化集落支援加算	2
超急傾斜農地保全管理加算	36

※集落協定数 1,472 重複回答あり

## 6 個別協定の概要

### (1) 交付対象者の経営形態等

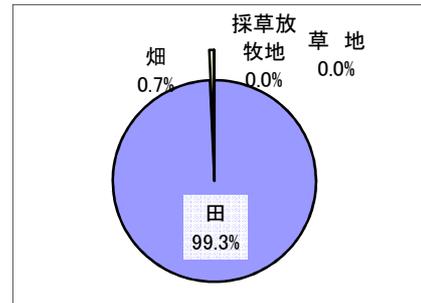
認定農業者等	65
農業生産法人	52
特定農業法人	22
その他	1
計	140



### (2) 協定農用地の面積

(単位:ha)

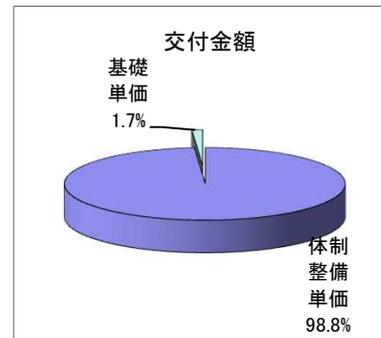
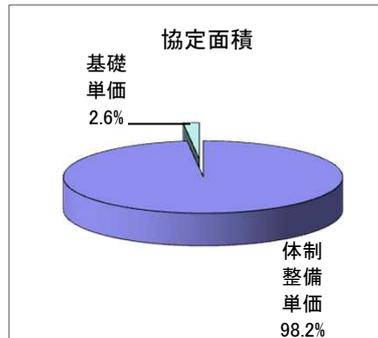
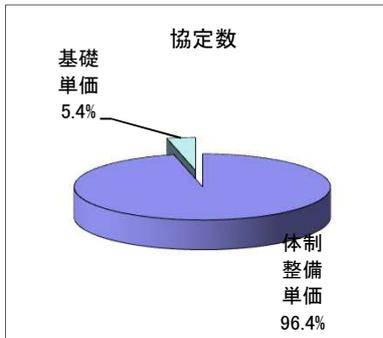
地目	急傾斜	緩傾斜等	計
田	448.9	873.3	1,322.3
畑	0.6	6.2	6.7
草地	0.0	0.0	0.0
採草放牧地	0.0	0.0	0.0
合計			1,329.0



### (3) 交付単価別内訳

(単位:件, ha, 千円)

	協定数	協定面積	交付金額
体制整備単価	135	1,304.5	162,039
基礎単価	5	24.5	2,025
合計	140	1,329.0	164,065



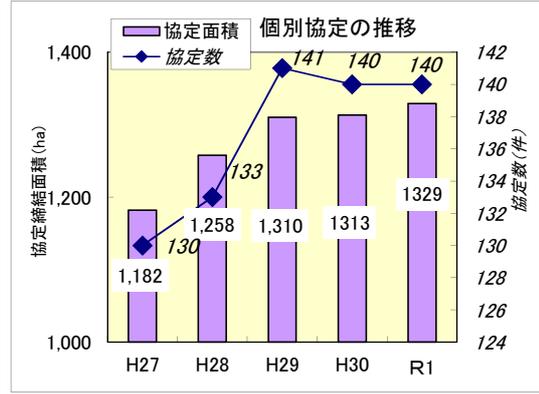
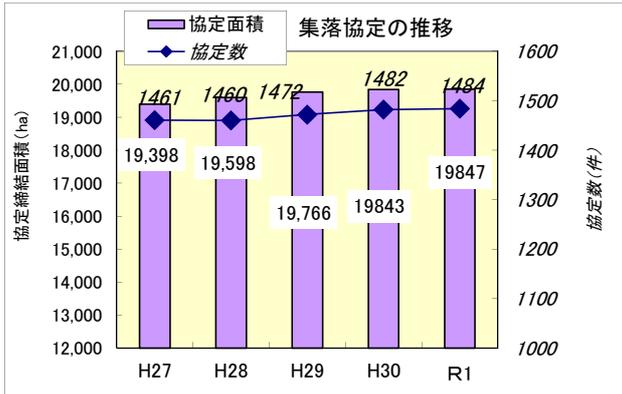
7 直近5年間の取組の推移

(1) 協定形態別内訳

(単位: 件, ha)

区分		4期対策					増減 (R1-H30)
		H27	H28	H29	H30	R1	
集落協定	協定数	1,461	1,460	1,472	1,482	1,484	2
	協定面積	19,398	19,598	19,766	19,843	19,847	4
個別協定	協定数	130	133	141	140	140	0
	協定面積	1,182	1,258	1,310	1,313	1,329	16
計	協定数	1,591	1,593	1,613	1,622	1,624	2
	協定面積	20,580	20,856	21,076	21,156	21,176	20

4期対策開始にあたって、協定数及び協定面積が最初増えたが、H29年度からは取組面積が横ばいである。



(2) 集落協定の推移

ア 協定締結面積及び交付額

(単位: 件, 経営体, ha, 千円)

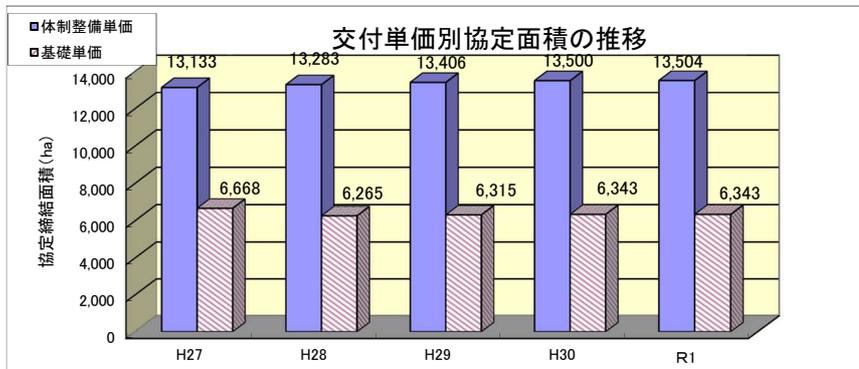
区分	4期対策					増減 (R1-H30)
	H27	H28	H29	H30	R1	
協定数	1,461	1,460	1,472	1,482	1,484	2
協定参加者数	30,906	30,868	32,585	32,902	33,130	228
協定締結面積	19,398	19,598	19,766	19,843	19,847	4
交付金額	2,528,281	2,558,037	2,579,552	2,589,170	2,592,056	2,886

協定数及び協定締結面積は最初増加傾向にあったが、現在はほぼ横ばいである。

イ 交付単価別内訳

(単位: 件, ha)

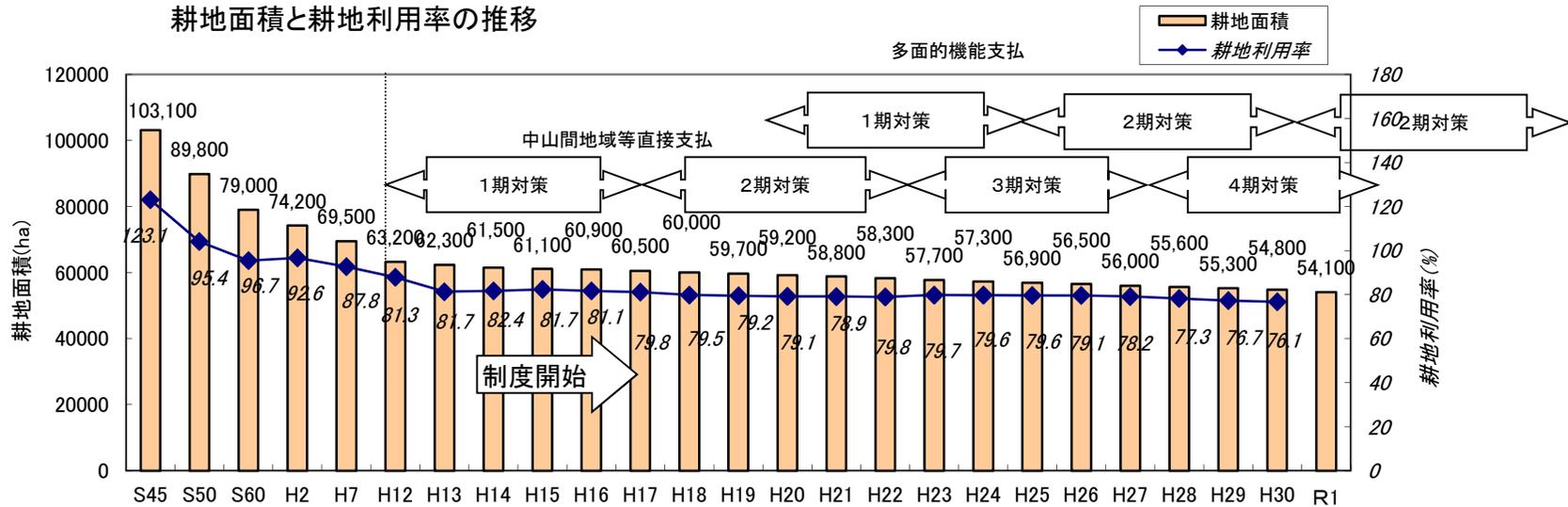
区分		4期対策					増減 (R1-H30)
		H27	H28	H29	H30	R1	
体制整備単価	協定数	840	839	849	859	859	0
	協定面積	13,133	13,283	13,406	13,500	13,504	4
基礎単価	協定数	621	621	623	623	625	2
	協定面積	6,265	6,315	6,343	6,343	6,343	0
計	協定数	1,461	1,460	1,472	1,482	1,484	2
	協定面積	19,398	19,598	19,749	19,843	19,847	4



第4期対策の開始時、体制整備単価協定の取組が増え、基礎単価が減少したが、現在は横ばいとなっている。

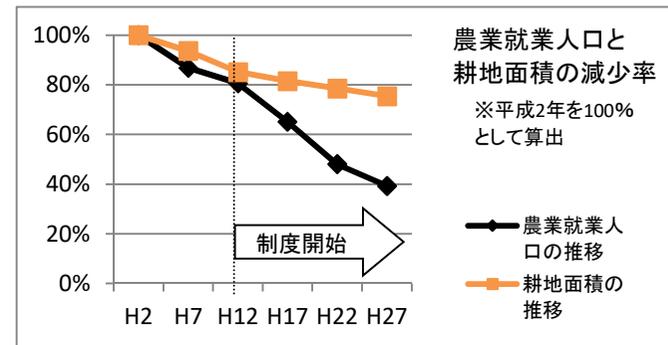
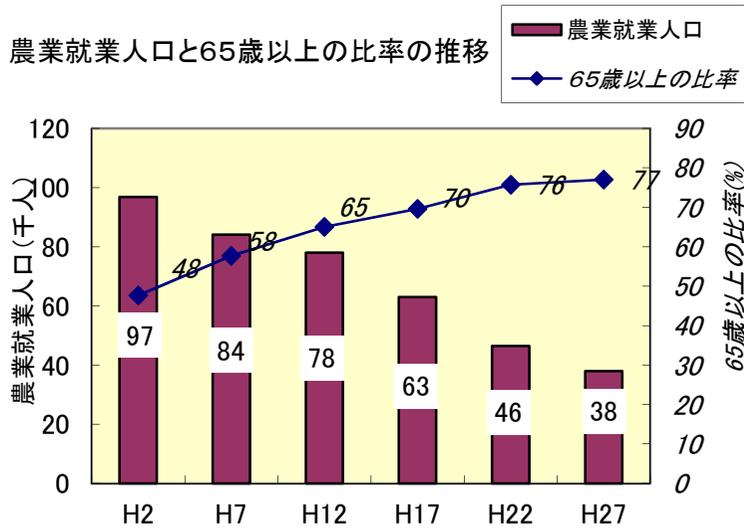
○ 参考

耕地面積と耕地利用率の推移



7

農業就業人口と65歳以上の比率の推移



資料: 耕地及び作付け面積統計  
世界農林業センサス

広島県の農業就業人口は減少し、65歳以上の比率も上昇し続けている。  
しかしながら、制度発足以降、農業就業人口の減少率に比べて、耕地面積の減少率はゆるやかになっている。  
なお、耕地利用率については、平成23年度に上昇に転じたものの、以降はほぼ横ばいとなっている。



# 広島県三次市石原集落協定

○ 協定の広域化による営農環境の整備により、地域の中心となる法人経営体3社に農地を集積拡大と集落女性による活動の組織化による農産物の生産加工開発・販売、人材育成を推進。集落づくりテーマ「女性が動けば地域が変わる」

協定面積：71.3ha（全て田） 交付金額：1,483万円（個人配分35%、共同取組活動65%）  
協定参加者：農業者47人、認定農業法人3社、非農業者43人 協定開始：平成12年度（平成17年度から3協定合併）



## 地域の現状

- 当地区は、三次市の旧君田村に位置しており、典型的な中山間地域で水稻を中心に栽培。
- 平成12年から地区内で3つの協定が取り組みを開始。平成17年からは、1つの協定に統合して、集落全域をカバー。平成22年から平成27年まで、近隣の小規模・高齢化集落を取り込み、協定面積を拡大。平成27年からこの小規模・高齢化集落が単独協定となり、共同活動の支援から令和元年度から集落連携協定により再度の一体集落協定とした。
- 地区内の農業者が安心して営農を行える環境を整備するため、集落一体の獣害対策や畦畔草刈の省力化が大きな課題として、活動計画を策定し推進中。



【センチビートで覆われた協定農用地】



【集落一体型獣害防止柵の設置】

## 取組の概要

- 畦畔管理の省力化のためセンチビートグラスの植栽を令和元年までに協定面積の46%をカバーしている。農道・水路の計画的な維持・補修を行い営農環境を整備。これらの共同活動により、集落の法人認定農業3社（合同会社2社・農事組合法人1）に62%、中核的3農家に17%の協定農用地が集積し、全体の79%である。遊休不作付農地は、全農地の1%程度。
- 平成28年に集落女性のひまわり会が発足し、共同圃場を設置し農産物の生産・加工・販売の定着を目指し活動と地域づくりへの女性参加の突破口となっている。畜産農家の精肉及びベーコン等の加工商品が地域ブランドとして集落を発信している。また、都市農村交流として「ひまわりまつり」を開催し、交流人口3,500人、地元農産物、加工品直売額150万円。
- 平成29年からはもち麦の試験栽培を行い、生産販売連携協議会を組織し令和元年度は6農家が7haの作付けを計画。一体で販売促進を行い、今年度の売り上げ750万円を見込む。



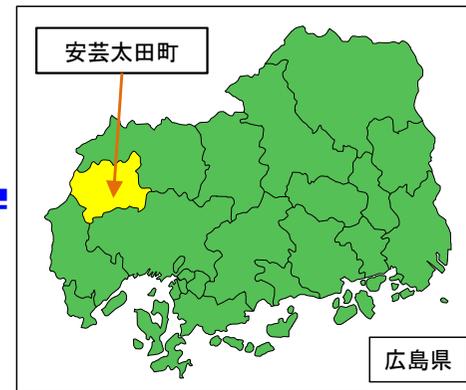
【もち麦の刈取】



【石原ひまわり会共同圃場】

# 地域おこし協力隊と連携した都市農村交流活動の展開による地域の活性化

やまがたぐん あきおおたちょう いに  
(広島県山県郡安芸太田町井仁集落協定)



- 地域おこし協力隊との連携により、棚田の保全活動推進、地域コミュニティの強化を通じて、農業生産活動の他、農産物の加工・直売、都市農村交流活動も展開し、地域を活性化。

協定面積：10ha（田8ha, 畑2ha） 交付金額：142万円（個人配分50%、共同取組活動50%）  
協定参加者：農業者31人 協定開始：平成12年度

## 取組の概要

- 当地区は、広島県の北西部に位置し、古いものは約500年前に遡る美しい石積みの棚田を形成。また、「日本の棚田百選」やアメリカ「CNN」の日本の最も美しい場所”34選”に選出されるなど風光明媚な地域。
- 本制度で石垣の保全や竹林の整備など農地や景観を維持する活動を実施。
- 高齢化による担い手不足が深刻化し、集落内の住民だけでは、農地の維持・管理が困難になりつつあったことから、平成25年に当時の地域おこし協力隊と集落協定参加者が核となり、自主活動組織「いにぴちゅ会」を発足。本制度により維持している農地及び景観を活用し、棚田保全や人材育成等のさまざまな教育フィールドとして活用する取組等を実施。



【協定農用地】



【棚田保全活動】

## 取組の特色

- 県内の複数の大学と連携し、インターンシップを受け入れ、棚田保全活動プログラムや中山間地域で活躍できる人材育成プログラムを実施（参加人数：年間延べ70人 H27から延べ210人）。
- 「いにぴちゅ会」を中心に棚田オーナー制度、棚田体験会を実施。都市と農村の交流により外部人材を確保し、棚田の景観保全や農業生産の維持を目指すとともに、生産技術や棚田の歴史・文化的意義を伝えることで、定住者の増加を目標に「将来の農ある生活」への足掛かりを提供。（棚田オーナー制度：H25～約2.1haを7組が利用、棚田体験会：H11～毎年約100人が参加。）
- 棚田体験会は、トラスト募金を含む参加料とし、都市住民等の理解を得ながら、棚田や景観を保全するための自主財源を確保。
- 地域おこし協力隊員がクラウドファンディング等を活用し、継続的に都市農村交流活動を行う場として平成29年9月に棚田カフェをオープン。地元経済の活性化を目指し、地元産食材を使った軽食やドリンクの提供、産直販売を実施。

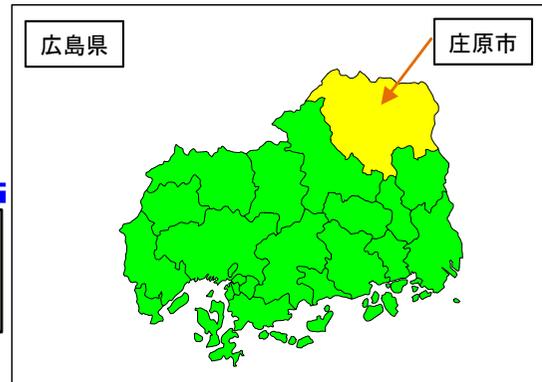


【井仁棚田体験会(収穫の部)】



【棚田カフェ イニミニマニモ】

# 機械利用組合を法人化し農地集積と耕畜連携により生産性を向上 (しょうばらし 広島県庄原市 しもかわにし 下川西集落協定)



- 「将来にわたって優良農地を維持できる担い手を確保」するため、集落の機械利用組合を発展させ、法人を設立。たい肥センターとの連携による低コスト化を推進。

協定面積：19.4ha（田） 交付金額：181万円（個人配分7%、共同取組活動93%）  
協定参加者：農業者41人、農事組合法人1社、水路組合2組織 協定開始：平成12年度

## 取組の概要

- 当地区は、しょうばらし 広島県庄原市の南部に位置し、西城川に沿う形で広がる農地で、主に水稻を栽培。
- 昭和53年から実施されたほ場整備事業を契機に営農集団（機械利用組合）を組織し営農を実施。平成12年度から本制度に取り組み、農業機械の整備更新や施設の改修を実施し、営農集団による農業生産活動を下支え。
- しかし、高齢化による担い手不足に加え、収益の確保に向けた生産コストの縮減が課題となり、地域での話し合いを重ねた結果、将来に亘って担い手を確保し優良農地を維持できる体制として、平成26年度に地区内農家のほぼ全戸が参加する「農事組合法人 下川西」を設立。
- 法人は協定活動の中心を担い、協定農用地を集積するとともに地区内の畜産農家や堆肥センターと耕畜連携の取組などを実施。



【協定農用地の概観】



【法人の設立総会写真】

## 取組の特色

- 法人は、農地中間管理機構を活用して、地域内農地の95%である27.6haの農地を利用権設定で集積（うち8.8haは交付対象外農地）。
- 水稻のほか、地区内の畜産農家と連携した飼料用米（WCS）、飼料作物（イタリアン・スーダン）の栽培やたい肥センターと連携した全ほ場への堆肥散布を行うなど地域内の耕畜連携により、需要に応じた農産物の生産やより低コスト化な営農を展開。  
（飼料用米（WCS含む）栽培面積：約10ha、飼料作物（イタリアン・スーダン）の栽培面積：約9ha（R1））
- 交付金を活用し、トラクターや田植機など農業機械の購入や施設整備を計画的に行うとともに、多面的機能支払交付金制度等も活用した道水路の維持・保全や鳥獣害被害防止フェンス等の設置などにより地域の担い手である法人の営農体制を強化。



【法人による飼料作物の生産】



【地域ぐるみによる法人の育成】



中山間地域等直接支払事業に係る広島県特認基準の新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>中山間地域等直接支払事業に係る広島県特認基準</b></p> <p>特定農山村法，山村振興法，過疎法，半島振興法，離島振興法に基づく指定地域以外の農用地について，中山間地域等直接支払事業に係る特認基準を次のとおり設定する。</p> <p>5法地域以外の農用地にあつて，a又はbの要件を満たす地域の中でcの要件を満たす農用地であること。</p> <p>a 5法地域に地理的に接する農用地                      ア 5法地域と接している旧市町村（昭和25年2月1日現在）の地域内の農用地（ただし，過去の対策期間において，対象地域であった地域に限る。）                      イ アの農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地（ただし，当該農用地面積はアの農用地面積の1/2未満とする。）</p> <p>b 農林統計上の中山間地域                      ア <del>平成24年度に見直された</del>農林統計に用いる地域区分における農業地域類型区分のうち，旧市町村単位で中間農業地域または山間農業地域に区分されている地域                      イ アの地域の農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地（ただし，当該農用地面積はアの農用地面積の1/2未満とする。）</p> <p>c 次のいずれかの要件を満たす農用地                      ア 傾斜農用地（傾斜度が田で1/100以上，畑，草地及び採草放牧地で8度以上の農用地）                      イ 自然条件により小区画・不整形な田</p>	<p style="text-align: center;"><b>中山間地域等直接支払事業に係る広島県特認基準</b></p> <p>特定農山村法，山村振興法，過疎法，半島振興法，離島振興法に基づく指定地域以外の農用地について，中山間地域等直接支払事業に係る特認基準を次のとおり設定する。</p> <p>5法地域以外の農用地にあつて，a又はbの要件を満たす地域の中でcの要件を満たす農用地であること。</p> <p>a 5法地域に地理的に接する農用地                      ア 5法地域と接している旧市町村（昭和25年2月1日現在）の地域内の農用地（ただし，過去の対策期間において，対象地域であった地域に限る。）                      イ アの農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地（ただし，当該農用地面積はアの農用地面積の1/2未満とする。）</p> <p>b 農林統計上の中山間地域                      ア 平成24年度に見直された農林統計に用いる地域区分における農業地域類型区分のうち，旧市町村単位で中間農業地域または山間農業地域に区分されている地域                      イ アの地域の農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地（ただし，当該農用地面積はアの農用地面積の1/2未満とする。）</p> <p>c 次のいずれかの要件を満たす農用地                      ア 傾斜農用地（傾斜度が田で1/100以上，畑，草地及び採草放牧地で8度以上の農用地）                      イ 自然条件により小区画・不整形な田</p>

## 中山間地域等直接支払事業に係る広島県特認基準

特定農山村法，山村振興法，過疎法，半島振興法，離島振興法に基づく指定地域以外の農用地について，中山間地域等直接支払事業に係る特認基準を次のとおり設定する。

5法地域以外の農用地にあつて，a又はbの要件を満たす地域の中でcの要件を満たす農用地であること。

- a 5法地域に地理的に接する農用地
  - ア 5法地域と接している旧市町村（昭和25年2月1日現在）の地域内の農用地（ただし，過去の対策期間において，対象地域であつた地域に限る。）
  - イ アの農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地（ただし，当該農用地面積はアの農用地面積の1/2未満とする。）
  
- b 農林統計上の中山間地域
  - ア 農林統計に用いる地域区分における農業地域類型区分のうち，旧市町村単位で中間農業地域または山間農業地域に区分されている地域
  - イ アの地域の農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地（ただし，当該農用地面積はアの農用地面積の1/2未満とする。）
  
- c 次のいずれかの要件を満たす農用地
  - ア 傾斜農用地（傾斜度が田で1/100以上，畑，草地及び採草放牧地で8度以上の農用地）
  - イ 自然条件により小区画・不整形な田